

基本契約の保険料はそのまま保障をアップデート！

**医療共済**

団体型医療保険

**ハピネス**

## ～制度改定（手術給付金）のご案内～

**2025年6月1日**より団体加入型の「医療共済ハピネス」について、制度改定を実施いたします。物価高が長期化している今、保障内容を充実させ、これまで以上に皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

**【外来での手術】も給付の対象！**

給付の範囲が広がります！



ハックル

※注）外来による手術は、2025年6月1日以降の給付事由より適用

**『手術給付金』が『外来（歯科含む）での手術』も対象になります**

### ◆手術給付金

病気・ケガによる入院中または外来での手術を保障！

給付額 = 基本契約口数 × **3,000 円**

※診療報酬点数（歯科含む）**1,400 点以上**の手術が対象となります。

※外来による手術は、回数の制限はありません。

※入院中の手術は、入院から退院までの期間について1回のお支払いとなります。

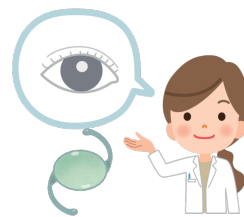
※治療を目的としたものに限りです。

★基本契約の保険料は、1口月額250円（20歳以下のお子様は100円）のまま変わりません！

12口加入で  
最高 **36,000 円!**

### ◆外来手術の一例

- ・ポリプ切除術
- ・痔核根治術
- ・白内障手術



このチラシは、「医療共済ハピネス」の改定概要を説明した資料です。詳細については、ハピネス共済会までお問い合わせください。

**ハピネス共済会**

一般財団法人 ハピネス共済会



**0120-413816**

受付時間 9:00～17:15（土日祝日・年末年始等を除く）

〒020-0821 盛岡市山王町10番6号山王ハイツ

